

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

「確認会話」でミス防ぐ

伝達・復唱・確認を徹底

中国電機製造

## 特集Ⅱ

KY活動手法のルーツを知ろう（下）

中村 昌弘

## トピックス

「全員参加」が信条です

熊谷組社長—安全パトで全国行脚

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2232

2015

4 / 15



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
秋山社会保険労務士事務所

所長

秋山 登志子

静岡会

人手不足に悩んでうつ病発症し、飛び降り自殺

### ■ 災害のあらし ■

Aさんは、外食チェーンを展開する会社Bが経営する喫茶店にアルバイトとして入社し、1年後に正社員として採用された。また、同時に当該喫茶店の店舗責任者に就任した。Aさんは責任者としての重圧を感じるとともに、同時期にアルバイトが相次いで退職し人手不足に悩むなど、仕事上のストレスを抱えていた。そして、正社員になってから3カ月後に自宅マンションから飛び降り自殺した。なお、Aさんは3年前の学生時代に一度うつ病の治療を受けていたことがあった。

### ■ 判断 ■

Aさんの遺族（母親）が労災保険給付の請求をしたが、学生時代に治療していたうつ病が続いていたものとして業務との相当因果関係を否定され、遺族補償給付を不支給と決定された。これを不服として遺族は国に対して不支給処分取り消しを求める訴訟を起こしたところ、地裁では労災と認められる判決が出た。3年前に治療していたAさんのうつ病はアルバイトをしていた時点で症状が消えていたと判断され、また、「心理的負荷による精神障害の認定基準」に示されている「特別な出来事」がなくても労災認定できるケースとされ、強いストレスによりうつ病を発症し、自殺に至ったとした。

### ■ 解説 ■

厚生労働省では平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定め、これにより従来に比べて労災認定が迅速に判断され、また、わかりやすい基準が示されることとなった。

第193回

この認定基準によると、精神障害の労災認定要件は、①認定基準の対象となる精神障害を発病していること、②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6カ月の間に業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷（③-1）や個体側要因（③-2）により発病したとは認められないこと、である。

Aさんの場合をみていくと、Aさんはうつ病と診断されているため、①の要件は満たしている。

②については、厚労省パンフレット「精神障害の労災認定」の「精神障害の労災認定フローチャート」に従えば、「②業務による心理的負荷の評価」（別表1）において「特別な出来事に該当する出来事がある場合」（「強」と評価される）か、「ない場合」は、「（1）「出来事」の平均的な心理的負荷の強度の判定（I、II、III）」、「（2）出来事ごとの心理的負荷の総合評価（弱、中、強）」、「（3）出来事が複数ある場合の心理的負荷の強度の全体評価（弱、中、強）」——の3つを判定あるいは評価し、最終的に「強」と評価される場合に認定要件が満たされることになる。

「特別な出来事」の類型としては「心理的負荷が極度のもの」として、生死にかかわる極度の苦痛を伴う、または永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やけがをした（業務上の傷病により6カ月を超えて療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む）、業務に関連し、他人を死亡させ、または生死にかかわる重大なけがを負わせた（故意によるものを除く）、強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアル・ハラスメントを受けた、その他、これらに準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの



と、2つ目は「極度の長時間労働」がある。

Aさんの場合はこれらに該当せず、「特別な出来事」がない場合で、具体的な出来事ごとの心理的負荷の総合評価が「強」と認められたことになる。責任者になったことによる職責や業務内容、部下（アルバイト）が相次いで退職して人手不足に悩んでいたことなどが評価の対象となったと推測される。

最後に③-2の個体側要因の評価である。Aさんにうつ病の既往歴があったことが当初の不支給の根拠とされたが、今般の地裁の判断では、当時の病気はすでに回復しており、今回の自殺の原因となったうつ病の発病原因は既往歴によるものではないとされた。

以上のように①～③の要件を満たしたとしてAさんの労災認定がなされたものである。なお、自殺については、業務による心理的負荷によって精神障害を発病した人が自殺を図った場合は、精神障害によって、正常な認識や行為選択能力、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったもの（故意の欠如）と推定され、原則としてその死亡は労災認定される。